

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
<b>経常収益</b>							
外部顧客に対する経常収益	56,540	15,150	71,691	2,269	73,961	—	73,961
セグメント間の内部経常収益	447	194	641	648	1,290	△1,290	—
計	56,988	15,344	72,333	2,918	75,252	△1,290	73,961
セグメント利益	14,752	253	15,005	1,460	16,466	△46	16,419
セグメント資産	9,058,392	83,207	9,141,600	42,981	9,184,582	△116,775	9,067,806
セグメント負債	8,564,962	68,538	8,633,500	22,339	8,655,840	△105,315	8,550,525
その他の項目							
減価償却費	2,783	350	3,133	47	3,181	38	3,219
資金運用収益	35,903	10	35,914	6	35,920	△165	35,754
資金調達費用	1,460	145	1,605	0	1,606	△141	1,465
持分法投資利益	75	—	75	—	75	△24	51
特別利益	278	—	278	—	278	—	278
（新株予約権戻入益）	(274)	(—)	(274)	(—)	(274)	(—)	(274)
特別損失	108	—	108	0	108	—	108
（固定資産処分損）	(39)	(—)	(39)	(0)	(39)	(—)	(39)
（減損損失）	(69)	(—)	(69)	(—)	(69)	(—)	(69)
税金費用	3,809	△11	3,797	482	4,280	0	4,280
持分法適用会社への投資額	131	—	131	—	131	—	131
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,337	346	2,683	54	2,738	34	2,772

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△46百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△116,775百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△105,315百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額38百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△165百万円、資金調達費用の調整額△141百万円、持分法投資利益の調整額△24百万円、税金費用の調整額0百万円はセグメント間取引消去等であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額34百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 連結リスク管理債権

### ●連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	2019年9月30日	2020年9月30日
破綻先債権額	8,350	10,282
延滞債権額	59,038	58,284
3ヵ月以上延滞債権額	2,509	2,245
貸出条件緩和債権額	42,517	50,735
合計	112,416	121,547

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。